

はしがき

交通事故による損害賠償請求における過失相殺率の判断は、実務上、多くの場合に『別冊判例タイムズ38号』(判例タイムズ社)を参照することにより行われていますが、同書では駐車場、私道、建物敷地といった公道外の事故についてはその一部が掲載されるにとどまっています。そのため、弁護士、損害保険会社の担当者その他の交通事故の解決に携わる者において、公道外事故の過失相殺率の判断に迷うことが少なくありません。

そこで、同書を補完し、実務上の空白を埋めるべく、公道外事故の裁判例を網羅的に検討し、過失相殺率の判断にあたっての考え方を示すことを目的として本書を執筆しました。

第1章から第4章までで「駐車場」「私道」「建物敷地」「その他の場所」における平成以降の裁判例合計100件を検討しました。第5章では裁判例の検討結果を踏まえた過失相殺率の判断方法を整理するとともに、急速な進化を遂げている生成AIの、過失相殺率の判断における活用の可能性と課題についても言及しました。

第1章から第4章で検討し、解説した各裁判例の認定結果と方法を担当案件における過失相殺率の判断に活用いただくとともに、第5章において整理した裁判例の認定方法を踏まえ、公道外事故全般において過失相殺率の予測が可能となることを期待します。

本書の出版にあたっては、多忙な中執筆に多くの時間を割いていただきいた執筆者各位に敬意を表するとともに、出版にいたるまで継続してご支援・ご助言をいただいた日本法令の水口鳴海氏に心から感謝申し上げます。

本書が交通事故による損害賠償に関わる多くの方々のお役に立つことを願います。

令和7年12月
編著者 狩倉博之

目 次

■ 本書の目的と構成 /010

- (1) 過失相殺率の判断の実際 /010
- (2) 本書の目的 /010
- (3) 取り上げた裁判例と検討方法 /011
- (4) 公道外事故における過失相殺率の認定方法 /012

第1章 駐車場内での事故の裁判例

■ 過失相殺率のポイント /014

- (1) 駐車場内事故の特殊性 /014
- (2) 裁判例の検討 /016
- (3) 裁判例における具体的な認定方法 /018

【裁判例一覧表】駐車場内事故 /020

(1) 歩行者と四輪車との事故

- CASE 1-01 通路直進四輪車が佇立していた児童を轢過した事故 · 021
- CASE 1-02 通路直進四輪車が横断歩行者に衝突した事故 —— 024
- CASE 1-03 通路進行四輪車が歩行者に衝突した事故 —— 027
- CASE 1-04 通路進行四輪車が横断歩行者に衝突した事故 —— 030
- CASE 1-05 通路上で四輪車が歩行者に衝突した事故 —— 033
- CASE 1-06 通路右折四輪車が高齢者に衝突した事故 —— 036
- CASE 1-07 後退四輪車が歩行者に衝突した事故 —— 039
- CASE 1-08 駐車区画からの退出四輪車が幼児を轢過した事故 — 041
- CASE 1-09 駐車区画からの右折発進四輪車が
幼児を轢過した事故 —— 044
- CASE 1-10 駐車場からの後退退出四輪車が
佇立高齢者に接触した事故 — 047
- CASE 1-11 駐車区画からの後退退出四輪車が
歩行者に接触した事故 —— 050

- CASE 1-12** 駐車区画からの後退退出四輪車が
歩行者に衝突した事故 —— 054
- CASE 1-13** 駐車しようとした四輪車が高齢者を轢過した事故 — 056
- CASE 1-14** 駐車区画を超えて後退した車両が
店舗従業員に衝突した事故 — 059
- CASE 1-15** 進行四輪車が横臥者を轢過した事故 ————— 062
- CASE 1-16** 道路からの左折進入四輪車が横臥者を轢過した事故 · 064
- (2) 四輪車同士の事故
- CASE 1-17** 通路交差部分で直進四輪車同士が衝突した事故 — 067
- CASE 1-18** 右折四輪車が直進四輪車に衝突した事故 ————— 070
- CASE 1-19** 対向四輪車同士が衝突した事故 ————— 073
- CASE 1-20** 通路後退四輪車が駐車四輪車に衝突した事故 — 077
- CASE 1-21** 駐車区画からの退出四輪車同士が衝突した事故 — 080
- CASE 1-22** 駐車区画からの後退四輪車が
進行中四輪車に衝突した事故 · 082
- CASE 1-23** 駐車区画からの退出四輪車同士が衝突した事故 — 085
- CASE 1-24** 駐車区画からの後退退出四輪車が
停車車両に衝突した事故 — 088
- CASE 1-25** 駐車区画から左後方への後退四輪車が隣接区画に
駐車しようとした四輪車に衝突した事故 - 092
- CASE 1-26** 駐車区画からの後退退出四輪車が
走行中四輪車に衝突した事故 - 095
- CASE 1-27** 駐車区画からの後退退出四輪車が
駐車しようとした後退四輪車に衝突した事故 — 097
- CASE 1-28** 四輪車が隣接駐車区画停車四輪車に衝突した事故 — 101
- CASE 1-29** 駐車区画進入四輪車と退出後通路後退四輪車が
衝突した事故 ————— 104
- CASE 1-30** 同一駐車区画に駐車しようとした四輪車同士が
衝突した事故 ————— 107

CASE 1-31 駐車しようとした四輪車が	
	後続四輪車に接触した事故 — 109
CASE 1-32 駐車区画に駐車するため後退した四輪車同士が	
	衝突した事故 —————— 112
CASE 1-33 駐車区画に駐車しようとした後退四輪車が	
	区画からの右折退出四輪車に衝突した事故 — 116
CASE 1-34 切り返し中の四輪車が通路後退四輪車に	
	衝突した事故 —————— 119
(3) 自転車と四輪車との事故	
CASE 1-35 駐車区画からの後退退出四輪車が	
	走行中自転車に衝突した事故 · 122

第2章 私道上での事故の裁判例

■ 過失相殺率のポイント / 126	
(1) 私道上事故の特殊性 / 126	
(2) 裁判例の検討 / 127	
(3) 裁判例における具体的な認定方法 / 130	
【裁判例一覧表】私道上事故 / 132	
(1) 歩行者と四輪車との事故	
CASE 2-01 直進四輪車が横断歩行者に衝突した事故 —————— 133	
CASE 2-02 直進四輪車が横断歩行者に衝突した事故 —————— 136	
CASE 2-03 直進バイクが横断歩行者に衝突した事故 —————— 139	
CASE 2-04 左折四輪車が佇立者に衝突した事故 —————— 142	
CASE 2-05 右折四輪車が幼児を轢過した事故 —————— 145	
CASE 2-06 右折四輪車が横断歩行者に衝突した事故 —————— 148	
CASE 2-07 四輪車が横臥者を轢過した事故 —————— 151	
CASE 2-08 停車後発進四輪車が幼児を轢過した事故 —————— 154	
CASE 2-09 後退四輪車がしゃがみこんでいた者に接触した事故 · 157	

(2) 四輪車（単車）同士の事故

- CASE 2-10 四輪車同士が出会い頭で衝突した事故 160
CASE 2-11 直進四輪車同士が衝突した事故 163
CASE 2-12 右折しようとしたバイクに後続バイクが
 衝突した事故 167
CASE 2-13 四輪車同士が出会い頭で接触した事故 170
CASE 2-14 直進四輪車と交差道路の後退四輪車が
 衝突した事故 173
CASE 2-15 後退四輪車が駐車場からの進出四輪車に
 接触した事故 176
CASE 2-16 転回のために後退した四輪車が駐車車両に
 接触した事故 179
CASE 2-17 直進四輪車が交差道路の停止四輪車に
 接触した事故 182
CASE 2-18 後退四輪車が駐車場の停止四輪車に接触した事故 185

(3) 単車と四輪車との事故

- CASE 2-19 左折進入四輪車を避けたバイクが対向車線四輪車と
 衝突した事故 188

- CASE 2-20 左折進入四輪車と直進バイクが衝突した事故 191

(4) 自転車と四輪車・単車との事故

- CASE 2-21 四輪車と自転車が出会い頭で衝突した事故 194
CASE 2-22 直進自転車が右折四輪車に衝突した事故 197
CASE 2-23 直進バイクが右折自転車と衝突した事故 200

(5) 四輪車と物との事故

- CASE 2-24 四輪車が飼い犬を轢過した事故 203
CASE 2-25 直進四輪車が出入口ゲートに衝突した事故 206

第3章 建物敷地内の事故の裁判例

■ 過失相殺率のポイント /212

(1) 敷地内事故の特殊性	/212
(2) 裁判例の検討	/214
(3) 裁判例における具体的な認定方法	/217
【裁判例一覧表】敷地内事故 /219	
(1) 歩行者と四輪車との事故	
CASE 3-01 通路走行四輪車が横断者に衝突した事故	220
CASE 3-02 敷地内への右折進入四輪車が歩行者に衝突した事故	223
CASE 3-03 左折進行四輪車が横臥者を轢過した事故	227
CASE 3-04 四輪車が幼児を轢過した事故	230
CASE 3-05 四輪車が作業員を轢過した事故	234
CASE 3-06 後退車両が歩行者を轢過した事故	238
(2) 歩行者と自転車との事故	
CASE 3-07 自転車を押した歩行者が直進自転車に接触した事故	241
(3) 四輪車同士の事故	
CASE 3-08 道路への右折進入四輪車と直進四輪車が接触した事故	245
CASE 3-09 反対車線走行四輪車が停止四輪車に接触した事故	249
CASE 3-10 後退四輪車が駐車区画からの退出四輪車に接触した事故	252
CASE 3-11 後退四輪車に切り返しを行おうとした四輪車が衝突した事故	256
CASE 3-12 右折進行四輪車が駐車四輪車後部パワーゲートに衝突した事故	259
CASE 3-13 公道への左折進入四輪車が駐車四輪車後部パワーゲートに接触した事故	263
CASE 3-14 後退四輪車が停止四輪車に衝突した事故	267
CASE 3-15 敷地内に後退進入中のトラックに直進四輪車が衝突した事故	271

(4) 単車と四輪車との事故

CASE 3-16 道路への右折進入四輪車に直進バイクが
衝突した事故 ━━━━━━ 275

(5) 自転車等と四輪車との事故

CASE 3-17 四輪車と自転車が出合い頭に衝突した事故 ━━━━━━ 279

CASE 3-18 四輪車が自転車に衝突した事故 ━━━━━━ 282

CASE 3-19 店舗への左折進入四輪車に直進自転車が
衝突した事故 ━━━━━━ 286

CASE 3-20 駐車区画からの後退退出四輪車が自転車と
衝突した事故 ━━━━━━ 289

CASE 3-21 スケートボードで飛び出してきた児童に四輪車が
衝突した事故 ━━━━━━ 292

CASE 3-22 駐車しようとした後退車両がキックボードに
衝突した事故 ━━━━━━ 296

(6) 自転車同士の事故

CASE 3-23 直進自転車と右折自転車が接触した事故 ━━━━━━ 299

CASE 3-24 公道進入自転車が直進自転車に衝突した事故 ━━━━━━ 303

(7) 単車と物との事故

CASE 3-25 バイクが駐車場入口のチェーンに衝突した事故 ━━━ 307

第4章 その他の公道外での事故の裁判例

■ 過失相殺率のポイント / 312

(1) その他の公道外事故で取り上げる発生場所 / 312

(2) 裁判例の検討（注意義務の認定） / 312

(3) 過失相殺率の認定 / 315

【裁判例一覧表】その他の事故 / 318

(1) 歩行者と車両等との事故

CASE 4-01 直進四輪車が横断児童に衝突した事故 ━━━━━━ 319

CASE 4-02 後退車両が横断歩行者と衝突した事故 ━━━━━━ 322

CASE 4-03	モトクロスバイクが歩行者に衝突した事故	325
CASE 4-04	フォークリフトが作業員の足に乗り上げた事故	328
CASE 4-05	フォークリフトが歩行者に衝突した事故	332
CASE 4-06	後退フォークリフトが作業員の両足を轢過した事故	336
CASE 4-07	カートがプレーヤーに接触した事故	339
CASE 4-08	カートがプレーヤーに衝突した事故	343
CASE 4-09	右折カートから同乗者が転落した事故	346
CASE 4-10	ジャンプしたスノーボードが佇立者に衝突した事故	349
(2) 車両等同士の事故		
CASE 4-11	スノーボードとスノーモビルが衝突した事故	353
CASE 4-12	スノーボード同士が接触した事故	357
CASE 4-13	跳躍したオフロードバイクが対向オフロードバイクに 衝突した事故	360
CASE 4-14	右折自転車が直進四輪車に衝突した事故	364
CASE 4-15	直進自転車同士が出合い頭に衝突した事故	367

第5章 過失相殺率の認定方法とAI活用の 課題

- I 公道外事故の過失相殺率の認定方法 / 372
 - (1) よって立つ認定の基準と考え方 / 372
 - (2) 裁判例が採用する認定方法 / 372
 - (3) 別冊判例を直接参考にできない場合の認定方法 / 374
- II 事実認定の重要性 / 375
- III 裁判例における認定方法のまとめ / 376
- IV 過失相殺率の認定における生成AIの活用と課題 / 376

凡　　例

【法令】

道交法 道路交通法

道運法 道路運送法

【裁判例】

最判 最高裁判所判決

最決 最高裁判所決定

●●高判 ●●高等裁判所判決

●●地判 ●●地方裁判所判決

【判例集・雑誌等】

裁判集刑 最高裁判所裁判集刑事

裁判集民 最高裁判所裁判集民事

交民 交通事故民事裁判例集

判時 判例時報

判夕 判例タイムズ

自保 自保ジャーナル

【文献】

別冊判夕 東京地方民事交通訴訟研究会編

『別冊判例タイムズ 38 民事交通訴訟における過失相殺率の認定基準 全訂 5 版』(判例タイムズ社、2014 年)

赤本 2025 日弁連交通事故相談センター東京支部編

『民事交通事故訴訟・損害賠償額算定基準 2025』
(2025 年)

赤本 2011 日弁連交通事故相談センター東京支部編

『民事交通事故訴訟・損害賠償額算定基準 2011』
(2011 年)

執務資料 道路交通執務研究会編著

『19 訂版 執務資料道路交通法解説』
(東京法令出版、2024 年)

■ 本書の目的と構成

(1) 過失相殺率の判断の実際

交通事故による損害賠償請求事件における当事者の過失相殺率は、最終的には訴訟手続において判決という形で裁判所が判断しますが、予測可能性を図るため、東京地方裁判所の裁判官がとりまとめた別冊判タにおいて、当事者の態様と事故の類型により基本的な過失相殺率が示され、当事者の要保護性及び注意義務違反の程度による修正の方法が示されています。これにより判決における過失相殺率の予測が可能となり、交通事故による損害賠償請求事件に関する弁護士、損害保険会社の担当者その他の関係者は、同書により過失相殺率を予測し、訴訟における見通しを立てるとともに、判決による裁判所の判断を待たずに示談ないしは訴訟上の和解を成立させることができます。

(2) 本書の目的

別冊判タは、実務上一般的に見られる事故類型を広く取り上げ、過失相殺率の考え方を示していますが、実際に生じる事故は多様であり、その全てを類型化して考え方を提示することは不可能ないことは著しく困難です。そのため、公道外の事故については、同書ではその一部が掲載されるにとどまっています。同書による過失相殺率の予測、判断が一般化していることから、弁護士、損害保険会社の担当者その他の関係者においては、掲載された類型に該当しない事故における過失相殺率の判断に迷い、苦労することになります。

これらの場合に過失相殺率を予測し、事件の見通しを立て、解決内容を決定するには、類似の事案の裁判例にあたることになりますが、全く同一の事故は存在しませんので、裁判例の結果のみではな

く、裁判例がどのような事実をもとにどのように過失相殺率を認定したのかを正確に理解したうえで、自身の案件に当該裁判例が妥当するか否かを判断する必要があります。このような作業は、弁護士以外の関係者や交通事故事件の経験が少ない弁護士には必ずしも簡単なことではありません。

本書においては、公道外の事故について、別冊判タが考え方を直接的に示していない事案を中心に、できる限り多くの裁判例を取り上げ、そのそれぞれについて裁判例がいかなる方法で過失相殺率を判断したのかを明らかにし、公道外事故における過失相殺率の判断方法を提示することを目的としています。その過程では、多くの関係者が過失相殺率の判断指針としている同書の考え方を踏まえ、同書の考え方を適用ないしは参考にできるか、これができる場合にはどのように判断したのかを明らかにするとの方針をとり、一般的な事故における過失相殺率判断の延長線上で公道外事故の過失相殺率を検討できるように努めました。そのような意味で、本書は同書を補充するものであることを目指しています。本書の利用に際しては、本書が各裁判例の解説において取り上げた同書の類型を合わせて参照していただけすると幸いです。

(3) 取り上げた裁判例と検討方法

本書では前記目的を達成するため、平成以降の裁判例の中から100件を選び、駐車場内事故・私道上事故・建物敷地内事故・他の事故に分類し、それぞれの内部では別冊判タの構成に従い、事故当事者の態様（歩行者、四輪車、単車、自転車等）に応じ、さらに、同書における事故類型の分類を参考にして裁判例を列挙し、解説しています。

解説にあたっては各裁判例における「事故の状況」と「認定の理由」を簡潔に要約したうえで、担当した執筆者による認定方法に対するコメントを付しました。コメントにおいては、前記のとおり同書の考え方をもとに同書により説明がつかか、説明がつく場合には

どのように過失相殺率を導き出したのか、同書の考え方を直接適用ないしは参考にできない場合にはどのように過失相殺率を導き出したのかを検討し、解説しています。

なお、本書掲載の判例のうち、当事者が「控訴人／被控訴人」と記載されている地裁判決については、簡裁が1審、地裁が控訴審であることを表しています。当事者が「上告人／被上告人」となっている高裁判決についても同様です。

(4) 公道外事故における過失相殺率の認定方法

裁判例の検討を踏まえ、第5章においては公道外事故における過失相殺率の判断方法を整理することを試みました。

結論を先取りすると、別冊判タの考え方の前提にある考慮要素と認定方法は公道外事故にも妥当し、基本的には同書に掲載された各類型における考え方を適用ないしは参考にしつつ、直接参考にできる類型がない場合には考え方の前提にある考慮要素と認定方法を用いて認定すべきと考えます。

以上を踏まえ、個々の事案について掲載した裁判例から類似のものを参考にしていただき、さらには第5章で整理した過失相殺率の認定方法に関する考え方を参考にしていただくことで、同書が考え方を示していない公道外事故においても過失相殺率の予測と事件の見通しを立てていただけるものと期待しています。

(狩倉博之)

第1章

駐車場内での事故の裁判例

駐車場は公道ではなく道交法の適用や優先関係が不明確である一方、駐車区画への車両の出入りや歩行者の存在が予定されているといった特殊性を有します。本章は、駐車場内における歩行者と車両、車両同士の事故などの裁判例を取り上げ、別冊判タの基準が妥当するかを検討します。妥当する場合には同書がどのように適用ないしは参考にされるか、妥当しない場合に裁判例がどのようにして過失相殺率を導き出しているかを明らかにします。

■ 過失相殺率のポイント

(1) 駐車場内事故の特殊性

① 公道ではないこと

駐車場内の通路は公道ではないことから、駐車場内での交通事故に道交法の適用があるか否か、同通路が同法の適用がある「道路」に該当するかが問題となります。具体的には、同法2条1項1号に規定する「一般交通の用に供するその他の場所」にあたるかが問題となります。

仮に駐車場内の通路が同法の「道路」にあたり、同法の適用がある場合でも、同通路には公道のような標識・標示がない場合があり通行上の優先関係等が不明確です。

② 駐車を目的とする場所であること

「駐車場内では、四輪車が駐車区画への進入又は駐車区画からの退出のために通路において後退、方向転換等の行為に出ることが多く、また、駐車車両から歩行者が出てくることが多いという特殊性があります」(別冊判タ47頁)。

③ 別冊判タの考え方の適用

上記のような特殊性から、別冊判タが示す公道における交通事故の類型に応じた過失相殺率の考え方方が当然には妥当しません。

同書では、駐車場内における典型的な事故類型として、以下の図のとおり分類のうえ、過失相殺率についての基本的な考え方が示されています(同書47頁)。

四輪車同士の事故	
● 通路の交差部分における四輪車同士の出会い頭事故	同書【334】図、同書497頁
● 通路を進行する四輪車と駐車区画から通路に進入しようとする四輪車との事故	同書【335】図、同書500頁
● 通路を進行する四輪車と通路から駐車区画に進入しようとする四輪車との事故	同書【336】図、同書502頁
歩行者と四輪車との事故	
● 駐車区画内における事故	同書【337】図、同書505頁
● 通路上における事故	同書【338】図、同書507頁

これらの基本的な考え方は上記各類型にのみ示されており、駐車場内におけるこれら以外の類型における考え方は示されていません。

また、これらの基本的な考え方は「大型商業施設の駐車場など、収容台数の多い駐車場を対象と」するものであり（同書494頁）、上記各類型に該当する場合でも、あらゆる駐車場内での事故に常に妥当するものではありません。

① 裁判例を検討する意義

そのため、駐車場内での事故において別冊判タの駐車場内事故における基本的な考え方が妥当するか否か、妥当しない場合にいかなる方法で過失相殺率を認定すべきかを明らかにするためには、駐車場内での具体的事故における過失相殺率を判断した裁判例の検討が重要となります。

(2) 裁判例の検討

① 取り上げた裁判例

本章では、駐車場内での事故における過失相殺率を判断した裁判例を検討していきます。取り上げた裁判例は、平成以降の裁判例の中から過失相殺率の判断方法を検討するのに有用と思われるものをピックアップしたものです。

なお、各裁判例の【過失相殺率】については、別冊判タの基本的な考え方方に合わせ、歩行者との間の事故については歩行者の過失相殺率のみを記載し、それ以外の事故については双方の過失相殺率の形で記載しました。

② 裁判例の分類

本書は、別冊判タで示された駐車場内事故の類型以外の事故について過失相殺率をどのように判断するか、事故類型が示されている場合に同書が示す基本的な考え方を具体的にどのように用いて判断するかという観点から、公道外での事故における過失相殺率の判断について同書を補完することを目的としています。そのため、同書の分類、掲載順に従って裁判例を分類し、掲載しました。

同書は、第一に、当事者の態様により①歩行者と四輪車・単車との事故、②歩行者と自転車との事故、③四輪車同士の事故、④単車と四輪車との事故、⑤自転車と四輪車・単車との事故に分類し、同分類の順序で事故の類型を掲載しています。

駐車場という発生場所の特性上、本書でピックアップした裁判例はほぼ①と③の態様に分類され、⑤の態様も1件ありますが、②と④の各態様はありませんでした。

■当事者の態様による分類

分類	本書掲載の裁判例（一覧表番号）
①歩行者と四輪車・単車との事故	01 02 03 05 11 13 14 15 16 21 22 23 24 25 29 35
②歩行者と自転車との事故	—
③四輪車同士の事故	04 06 07 08 09 10 12 17 18 19 20 26 27 28 31 32 33 34
④単車と四輪車との事故	—
⑤自転車と四輪車・単車との事故	30

③ 認定方法の概略

認定方法としては、別冊判タに該当する類型があるかについて、類型がある場合には①同書の考え方を適用することによって当該裁判例の過失相殺率の認定結果を説明できるケース、②同書の考え方を参考にすることによって当該裁判例の過失相殺率の認定結果を説明できるケース、③同書の考え方によつては当該裁判例の過失相殺率の認定結果を説明できないケースに分類することができます。

これに対し、該当する類型がない場合には、④同書の考え方を参考にすることによって当該裁判例の過失相殺率の認定結果を説明できるケースと、⑤同書の考え方によつては当該裁判例の過失相殺率の認定結果を説明できないケースに分類することができます。

■ 過失相殺率の認定方法による分類（別冊判タに該当する類型あり）

分類	本書掲載の裁判例（一覧表番号）
①同書の考え方を適用することで認定結果を説明できる	01 02 03 04 05 11 13 14 16 17 21 22 23 25 27 29 31 33 34 35
②同書の考え方を参考にすることで認定結果を説明できる	06 24 26
③同書の考え方によっては認定結果を説明できない	12 19

■ 過失相殺率の認定方法による分類（別冊判タに該当する類型なし）

分類	本書掲載の裁判例（一覧表番号）
④同書の考え方を参考にすることで認定結果を説明できる	09 30 32
⑤同書の考え方によっては認定結果を説明できない	07 08 10 15 18 20 28

(3) 裁判例における具体的な認定方法

① 注意義務の認定

前記のとおり、駐車場内の通路が道交法の「道路」（同法1条、2条1項1号）に該当し同法の適用があるか否かについては、駐車場内の通路が同法2条1項1号の「一般交通の用に供するその他の場所」にあたるか否かが問題となります。「一般交通の用に供するその他の場所」とは、「不特定の人や車が自由に通行できる状態になっている場所」をいい（最判昭和44年7月11日・裁判集刑172

号 151 頁)、大型商業施設に設けられた収容台数の多い駐車場などでは通路がこれにあたり、「道路」と認められ、通行する者は同法上の義務を負うことになります。

また、「道路」にあたらない場合でも「駐車場を通行する者はお互いに道路交通法に定めた通行方法等に従うであろうと期待しますし、駐車場の客観的な状況から道路交通法上の義務と同様の義務が課せられる場合が多いでしょうから、道路における事故の場合と同様の注意義務を前提として過失相殺されることが多い」といえます(赤本 2011 下巻 (講演録編) 59 頁)。

② 過失相殺率の認定

取り上げた裁判例の判断方法を総括すると、道交法に基づき、または準じた注意義務の存在を前提に①通行者自体の危険性の程度(四輪車、単車、自転車、歩行者)と②駐車場内であることを考慮したうえでの通行における優先関係に基づき、当該事故が主としていずれの当事者の過失により発生したものか、または双方の過失が競合して発生したものかを認定し、その認定結果を③当事者の要保護性(幼児・児童・高齢者・障害者等)と④注意義務違反の程度(著しい過失・重過失等)等により修正することにより過失相殺率を認定していると評価することができます。

以上の判断方法は、別冊判タが示す過失相殺率の判断方法における基本的な考え方と共通するものといえますので、過失相殺率の判断にあたっては、同書の基本的な考え方従い、または参考にすればよいことになります。そのうえで同書に参考としうる類型がない場合には、上記裁判例における過失相殺率の判断方法に立ち返り、当事者のいずれの過失が主たる事故の原因か、または双方の過失が競合した結果かを認定し、当事者の要保護性及び注意義務違反の程度等によりその結果を修正して過失相殺率を判断することになります。

(狩倉博之)

【裁判例一覧表】駐車場内事故

番号	裁判所	判決年月日	発生場所	当事者の特徴	事故の経緯	過失相殺率	本審扱戻
01	東京地方裁判所	平成15年 7月29日	スーパー・マーケットの駐車場	【原告側】歩行者 【被告側】四輪車	駐車区画からの右折駐車四輪車が歩行者に衝突	原告側 10 (44頁)	CASE1-09
02	京都地方裁判所	平成19年 10月9日	大型商業施設の駐車場内の通路	【原告側】歩行者 【被告側】四輪車	通路直進四輪車が停止している児童を踏み過	原告側 0 (21頁)	CASE1-01
03	東京地方裁判所	平成19年 11月28日	サービスエリアの駐車場内	【原告側】歩行者 【被告側】四輪車	通路直進四輪車が横断歩行者に衝突	原告側 20 (24頁)	CASE1-02
04	札幌地方裁判所	平成21年 12月18日	ショッピングセンターの駐車場内の通路	【原告側】四輪車 【被告側】四輪車	通路交差部分で直進四輪車同士が衝突	原告側 30 (67頁) 被告側 70	CASE1-17
05	神戸地方裁判所 姫路支所	平成22年 3月23日	スーパー・マーケットの駐車場内の通路	【原告側】歩行者 【被告側】四輪車	通路右折四輪車が高齢者に衝突	原告側 10 (36頁)	CASE1-06
06	佐世保簡易裁判所	平成22年 3月23日	コンビニエンスストアの駐車場の同一路線区画付近	【原告側】四輪車 【被告側】四輪車	通路後退四輪車が駐車四輪車に衝突	原告側 0 (77頁) 被告側 100	CASE1-20
07	横浜地方裁判所	平成22年 4月20日	駆除便の駐車場内の隣接駐車区画	【原告側】四輪車 【被告側】四輪車	四輪車が隣接駐車区画停車四輪車に衝突	控訴人側 60 (101頁) 被控訴人側 40	CASE1-28
08	東京地方裁判所	平成24年 11月21日	コンビニエンスストアの駐車場内の通路	【原告側】四輪車 【被告側】四輪車	駐車区画からの退出四輪車同士が衝突	原告側 50 (80頁) 被告側 50	CASE1-21
09	東京地方裁判所	平成25年 4月24日	時間貸駐車場内の通路	【原告側】四輪車 【被告側】四輪車	駐車区画直進四輪車と退出後通路後退四輪車が衝突	原告側 25 (104頁) 被告側 75	CASE1-29
10	日本簡易裁判所	平成25年 5月14日	銀行の駐車場内の駐車区画手前	【原告側】四輪車 【被告側】四輪車	同一駐車区画に駐車しようとした四輪車同士が衝突	原告側 60 (107頁) 被告側 40	CASE1-30
11	東京地方裁判所	平成26年 1月27日	スーパー・マーケットの駐車場	【原告側】歩行者 【被告側】四輪車	後退四輪車が歩行者に衝突	原告側 10 (39頁)	CASE1-07
12	名古屋高等裁判所	平成26年 8月29日	店舗併設の駐車場内の通路	【原告側】四輪車 【被告側】四輪車	駐車区画からの後退四輪車が進行中四輪車に衝突	控訴人側 100 (82頁) 被控訴人側 0	CASE1-22
13	東京地方裁判所 立川支所	平成26年 10月14日	コンビニエンスストアの駐車場	【原告側】歩行者 【被告側】四輪車	駐車区画からの後退四輪車が進行中四輪車に衝突	原告側 5 (47頁)	CASE1-10
14	大阪地方裁判所	平成27年 1月19日	団地の駐車場の入口の通路	【原告側】歩行者 【被告側】四輪車	道路からの左折進入四輪車が横臥者を轢き	原告側 70 (64頁)	CASE1-16
15	京都地方裁判所	平成27年 3月9日	コンビニエンスストアの駐車場内の駐車枠と店舗の間	【原告側】歩行者 【被告側】四輪車	駐車区画を超えて後退した車両が店舗係員に衝突	原告側 0 (59頁)	CASE1-14
16	福岡地方裁判所	平成27年 5月19日	店舗の駐車場内の通路上	【原告側】歩行者 【被告側】四輪車	駐車区画からの退出四輪車が幼児を轢き	原告側 10 (41頁)	CASE1-08
17	東京地方裁判所	平成27年 6月23日	地下駐車場内の通路	【原告側】四輪車 【被告側】四輪車	切り返ししての後退四輪車が通路後退四輪車に衝突	控訴人側 40 (119頁) 被控訴人側 60	CASE1-34
18	東京地方裁判所	平成27年 11月12日	ゴルフ場の駐車場内の通路	【原告側】四輪車 【被告側】四輪車	駐車区画からの退出四輪車同士が衝突	控訴人側 30 (85頁) 被控訴人側 70	CASE1-23
19	大阪地方裁判所	平成28年 1月28日	駐車場内の通路	【原告側】四輪車 【被告側】四輪車	駐車しようとした四輪車が後続四輪車に接触	原告側 10 (109頁)	CASE1-31
20	札幌地方裁判所	平成28年 2月25日	立体駐車場内のスロープ	【原告側】四輪車 【被告側】四輪車	対向四輪車同士が衝突	原告側 20 (73頁) 被告側 80	CASE1-19
21	横浜地方裁判所	平成28年 2月25日	店舗駐車場の駐車区画	【原告側】歩行者 【被告側】四輪車	駐車しようとした四輪車が高齢者を轢き	原告側 0 (56頁)	CASE1-13
22	神戸地方裁判所	平成28年 3月23日	商業施設の駐車場内の通路	【原告側】歩行者 【被告側】四輪車	通路進行四輪車が歩行者に衝突	原告側 0 (27頁)	CASE1-03
23	神戸地方裁判所	平成28年 5月25日	駐車場内の通路	【原告側】歩行者 【被告側】四輪車	通路進行四輪車が横断歩行者に衝突	原告側 5 (30頁)	CASE1-04
24	仙台地方裁判所	平成28年 6月16日	アパートの駐車場内の通路	【原告側】歩行者 【被告側】四輪車	駐車区画からの後退退出四輪車が歩行者に接触	原告側 15 (50頁)	CASE1-11
25	東京地方裁判所	平成29年 5月29日	駐車場内の通路	【原告側】歩行者 【被告側】四輪車	道路上で四輪車が歩行者に衝突	原告側 10 (33頁)	CASE1-05
26	神戸地方裁判所	平成30年 1月30日	店舗の駐車場内の通路	【原告側】四輪車 【被告側】四輪車	駐車区画からの後退退出四輪車が停車車両に衝突	原告側 5 (68頁) 被告側 95	CASE1-24
27	横浜地方裁判所	平成30年 11月21日	コンビニエンスストアの駐車場内の通路	【原告側】四輪車 【被告側】四輪車	駐車区画から左前方への後退四輪車が隣接駐車区画に駐車しようとした四輪車に衝突	原告側 30 (92頁) 被告側 70	CASE1-25
28	さいたま地方裁判所	平成30年 11月29日	店舗の駐車場内の通路	【原告側】四輪車 【被告側】四輪車	駐車区画に衝突するため後退四輪車同士が衝突	原告側 60 (112頁) 被告側 60	CASE1-32
29	名古屋地方裁判所	令和2年 10月2日	店舗の駐車場	【原告側】歩行者 【被告側】四輪車	駐車区画からの後退退出四輪車が歩行者に衝突	原告側 0 (54頁)	CASE1-12
30	横浜地方裁判所	令和2年 11月21日	コンビニエンスストアの駐車場	【原告側】自転車 【被告側】四輪車	駐車区画からの後退退出四輪車が走行中自転車に衝突	原告側 20 (122頁) 被告側 80	CASE1-35
31	大阪地方裁判所	令和2年 2月5日	コンビニエンスストアの駐車場内の通路	【原告側】四輪車 【被告側】四輪車	駐車区画からの後退退出四輪車が走行中四輪車に衝突	原告側 15 (95頁) 被告側 85	CASE1-26
32	名古屋地方裁判所	令和2年 7月31日	店舗の駐車場内の通路	【原告側】四輪車 【被告側】四輪車	駐車区画からの後退退出四輪車が駐車しようとした後退四輪車に衝突	原告側 20 (97頁) 被告側 80	CASE1-27
33	千葉地方裁判所	令和3年 7月30日	小学校の駐車場内の通路	【原告側】四輪車 【被告側】四輪車	駐車区画に駐車しようとした後退四輪車が四輪車に衝突	控訴人側 70 (116頁) 被控訴人側 30	CASE1-33
34	大阪地方裁判所	令和3年 9月3日	大型商業施設駐車場内の通路の丁字路交差点	【原告側】四輪車 【被告側】四輪車	右折四輪車が直進四輪車に衝突	原告側 35 (70頁) 被告側 65	CASE1-18
35	金沢地方裁判所	令和3年 10月21日	店舗の駐車場	【原告側】歩行者 【被告側】四輪車	進行四輪車が横臥者を轢き	原告側 50 (62頁)	CASE1-15

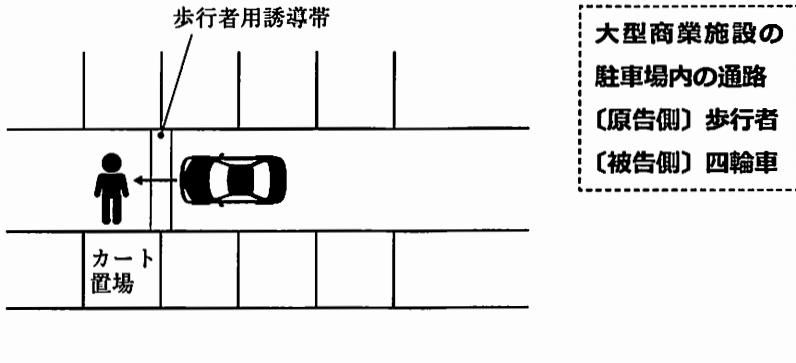
通路直進四輪車が佇立していた児童を轢過した事故 02



京都地方裁判所 平成 19 年 10 月 9 日判決



判タ 1266 号 262 頁



過失相殺率 原告側 0

事故の状況

四輪車を運転する被告 Y が大型商業施設の駐車場内の車両用通路を東から西方向に走行していた際、当該通路上に佇立していた原告 X らの子である A (当時 8 歳) に Y 車両の左前部を衝突させて轢過し、同人が死亡した。

運転者である Y は適当な駐車枠を探しながら車両用通路を走行していたが、その際、前方注視を怠っており、通路上に A が佇立していることに気付かず、A を轢過した後、初めて事故を起こしたこと気にいている。なお、Y は交通違反歴が多数あり、過去に 2 度運

転免許停止処分を受け、本件事故当時は3回目の運転免許停止処分中であった。

Aは両親であるXらと買い物に来ており、X車両が駐車している区画に向かう途中、車両用通路で佇んでいたところ、Y車両の左前部がAに衝突し擦過された。この時、父であるX1はX2ら妻子よりも先を歩いていたところ、Aが佇んでいた場所は駐車場内の歩行者用通路の北端から約6.3mないし約7.1mの地点であったが、本件車両用通路を横断するために設けられた歩行者用誘導帯の西側からはわずかに外れた地点であった。なお、衝突地点の南側には買物用のカート置き場があった。

事故発生当時は12月中旬の午後5時頃で、天気は小雨であった。

認定の理由

Aが佇立していた場所は車両用通路であるところ、本件事故は12月の午後5時頃に発生したもので、天気は小雨という状況であり、車両運転者にとって前方が見えにくい状態にあったことを勘案すると、本件事故に関しては、AがXらと一緒に行動するか、あるいは佇立していた場所が車両用通路ではなく歩行者用通路上であれば、本件事故を未然に防ぐことができたとの思いを払拭することはできない。

しかし、本件のような大規模小売店に設置された大規模駐車場を利用する運転者としては、歩行者の通行を予想して運転すべきであり、またAが佇立していた位置が車両用通路の中央部分ではなく、歩行者用誘導帯及びカート置き場の近くであったことからすれば、車両運転者には歩行者の歩行を予想して運転しなければならなかつたといえるが、Yはこれらの注意を払わず、前方注視義務という運転者にとって最も基本的な注意義務を怠っている。さらに、Yは衝突するまで被害者の存在に気付いていなかったのであり、その前方不注視の過失の程度は大きいものがある。加えて、Yは、本件事故当時、運転免許停止中であったことなどの事情を考慮すると、Aや

その家族であるXらに何らかの落ち度を観念することができるとしても、法の基礎をなす衡平の観点から被害者側の過失相殺減額を行うことは相当でないというべきである。

コメント

本件は駐車場内の車両用通路で発生した佇立者と四輪車の事故であり、別冊判タ【338】図（同書508頁）を判断の基準にしているものと思われます。

被害者が当時8歳の児童であること、またAが佇んでいた場所は歩行者用誘導帯に近い場所であったところ、誘導帯それ自体は歩行者用通路ではありませんが、歩行者用通路に準じた歩行者が歩行する通路といえることから、本件事故現場は歩行者用通路と同視し得るものと評価でき（同書135頁参照）、これら要素は佇立者側の過失相殺率の減算要素として考慮されていると考えられます。

他方、YはAに衝突するまでAの存在に気付いておらず、また免許停止処分中の運転という重大な法令違反があることから、Yの過失が著しいものと判断されています。免許停止中の事故という点については、Yの免許停止に至るこれまでの交通違反が速度超過や赤信号無視など、いずれも運転行為に関するものであることからすれば、本件においてこれら事情を過失として考慮することは一定の根拠があるものといえます。

なお、本件では被害者の両親が近くにいなかったなどの事情があり、被害者側に何らかの過失と評価され得る事情があった可能性は否定できないところ、Yの過失が著しいことから、衡平の観点から過失相殺は相当でないと判断されたものと思われます。

（小川拓哉）

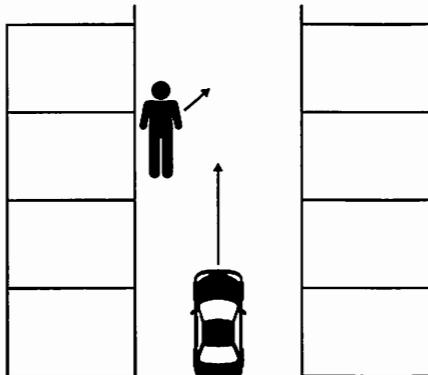
通路直進四輪車が横断歩行者に衝突した事故 03



東京地方裁判所 平成 19 年 11 月 28 日判決



自保 1722 号 12 頁



サービスエリアの駐車場内の通路
〔原告側〕歩行者
〔被告側〕四輪車

過失相殺率 原告側 20

事故の状況

被告 Y 運転の Y 車両が、高速自動車国道サービスエリア駐車場内の歩車道の区別がなく左右両側が駐車枠となっている通路（制限速度 30km）を時速約 25km で走行中、右斜め前方に駐車しているトラックに積載されているフェラーリを見ながら約 38.8m 走行し、視線を前方に戻したところ、約 7.5m 前方に、同駐車場内に駐車していた自車に戻ろうとし Y 車両に背を向けるような形で左方から右方に向かい斜めに通路を横断していた原告 X らの母 A を発見し、急ブレーキをかけたものの間に合わず、A と衝突し、A は路上に転倒

執筆者一覧

【編著者】

狩 倉 博 之 (かりくら ひろゆき)

【著 者】

松 原 雄 輝 (まつばら ゆうき)

秋 本 佳 宏 (あきもと よしひろ)

笹 岡 亮 祐 (ささおか りょうすけ)

西 内 勇 介 (にしうち ゆうすけ)

田 中 遼 平 (たなか りょうへい)

小 川 拓 哉 (おがわ たくや)

福 田 勇 (ふくだ いさむ)

※いずれも神奈川県弁護士会所属